［号を削る。］	九㈧㈦㈥㈤　［略］
［号を削る。］	［略］
［号を削る。］	［略］
［号を削る。］	［略］
［号を削る。］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第一の一から様式第一の四までの様式中「氏名　　印」を「氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

様式第一の四の次に次の二様式を加える。

様式第二から様式第五までの様式中「氏名　　印」を「氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一の五（第５条第１項関係）

特定胚（ヒト胚核移植胚）作成届出書

年　　月　　日

文部科学大臣　　殿

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第６条第１項の規定により、特定胚（ヒト胚核移植胚）の作成を届け出ます。

氏名又は名称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）	
事務連絡先	名称	
所在地	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）	
担当者氏名	電子メールアドレス	

作成しようとする胚の種類	ヒト胚核移植胚
作成の目的	
作成の方法	
作成予定日	年　月　日～　年　月　日
作成後の取扱いの方法	
ヒト胚核移植胚の取扱場所（注１）	
ヒト胚核移植胚を研究に用いる必要性	
作成者の技術的能力	
作成者の管理的能力	

作成に用いるヒト受精胚の提供に関する事項

ヒト受精胚の入手先及び入手方法	
入手先	入手方法

ヒト受精胚の提供者の同意の取得の方法（注２）

説明者氏名	説明者所属機関名・職名	同意を取得する機関名
同意の撤回期間（日数）		
同意の撤回の方法		